

公共建築物における木材利用の推進について

(広島県農林水産局林業課)

1 趣 旨

平成 22 年 10 月に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を踏まえて策定した「広島県公共建築物等木材利用促進方針」に基づき、県が整備する建築物の木造化及び木質化に向けた取組を進めており、木造化等の整備実績（令和元年度）及び整備計画（令和 2 年度）について、とりまとめを行った。

2 木造化等の実績・計画

- (1) 県営事業については、令和元年度及び令和 2 年度それぞれで、1 件と 2 件が木造となっていない。これは、令和元年度から木造化の判断基準を「3 階建て以下で延床面積 3,000 m²以下の建築物」に変更したが、3 件は、旧基準である「2 階建て以下で延床面積 1,000 m²以下の建築物」に基づき設計が完了していたことによる。
- (2) 県補助事業については、令和元年度は、木造化率 41%（対前年+1%）、木質化率 94%（同+1%）であった。これは、補助事業の対象が認定こども園や児童館などの児童福祉施設が主で、内装の木質化が積極的に取り組まれてきたことによる。令和 2 年度は、実施設計で検討する段階のものが含まれるため、現時点では、令和元年度に比べ低く見込んでいる。
- (3) 市町営事業については、木造化・木質化率ともに少しずつではあるが増加傾向で推移してきている。しかし、令和 2 年度は、木造対象のうち 11 件の消防施設等で、木造以外の構造が選択されたため、木造化率は大きく下がる見込みである。

表 1 県営事業における木造化・木質化の状況（※令和元年度からは新たな判断基準による。以下同じ。）

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
県 営 事 業	木 造	木造対象件数	1	3	9	14	8
		木造件数	1	3	9	13	6
		木造化率 (%)	100%	100%	100%	93%	75%
	木 質	木質対象件数	5	4	6	4	7
		木質件数	5	4	6	4	7
		木質化率 (%)	100%	100%	100%	100%	100%

表 2 県補助事業における木造化・木質化の状況（※市町が整備する施設への補助事業を含む。）

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
県 補 助 事 業	木 造	木造対象件数	14	11	10	22	12
		木造件数	9	5	4	9	4
		木造化率 (%)	64%	45%	40%	41%	33%
	木 質	木質対象件数	16	12	14	16	13
		木質件数	3	6	13	15	6
		木質化率 (%)	19%	50%	93%	94%	46%

表 3 市町営事業における木造化・木質化の状況

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
市 町 営 事 業	木 造	木造対象件数	46	43	41	43	28
		木造件数	8	15	18	19	5
		木造化率 (%)	17%	35%	44%	44%	18%
	木 質	木質対象件数	72	57	49	51	41
		木質件数	23	15	28	32	23
		木質化率 (%)	32%	26%	57%	63%	56%

※木質対象件数には、木造化の対象であるにも関わらず、非木造で整備される建築物の件数を含む。

3 課題等

(1) 県営事業

今年度から、木造化の判断基準を変更し、準耐火構造となる建築物（準耐火建築物）も原則として木造化を図ることとした。

しかし、準耐火建築物は、準耐火性能を満たす必要があることから、構造検討の中で木造が選択されないことが想定される。

(2) 県補助事業

補助の申請時には建物の構造が既に決定しているため、早い段階から事業者等に対して木材利用の意義を働きかけるとともに、木造設計を得意とする設計事務所等とのマッチングを図る必要がある。

(3) 市町営事業

市町担当者会議等を通じた情報提供などにより木材利用に対する意識は少しずつ向上していると考えているが、一部の市町では木材利用方針に基づく全庁的な取組が進んでいないことと併せて、設計・発注を担う部署においても、木材の調達先や価格など木材に関する情報が不足し、建築コストなどの理由から木造化・木質化が敬遠されるケースがある。

4 今後の対応

(1) 県営事業

木造準耐火建築物の整備事例などの情報を収集し、様々な機会を通じて情報提供するとともに、木造化に至らなかった建築物についてはその理由を精査し、今後の木造化に向けた検討材料とする。

(2) 県補助事業

「ひろしま木造建築協議会」と連携して、保育所等社会福祉施設を運営する事業者等を対象に、木造建築のメリットなどを紹介する研修会を開催するとともに、公共建築物等の木造化・木質化をPRするリーフレット等を活用して、更なる意識啓発を図る。

また、令和2年度から実施設計に着手する案件については、関係市町と連携を図り、補助事業者に対して木造化・木質化の働きかけを行う。

(3) 市町営事業

市町の木材振興や建築物の設計・発注を担う職員を対象としたワークショップ（担当者会議）を開催し、コスト削減の事例や木材調達に関する情報を提供するなど、木造建築に対する市町職員のスキルアップと意識改革を図る。

また、令和元年度から譲与されている「森林環境譲与税」は、市町が公共建築物の木造化等を行う場合の財源に充てることも可能であることから、県から市町に対して木材利用に関する情報提供を強化する。